

地方独立行政法人市立東大阪医療センター理事会規程

平成28年10月1日市立東大阪医療センター管理規程第1号

最終改正 平成28年11月7日市立東大阪医療センター管理規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第2条 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、医療事故その他の院内事故に起因する和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項で急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立てによる訴えの提起及び和解に関する事項並びに目的の価額が1件5,000,000円以下であるものに係る訴えの提起、和解、調停及び仲裁は、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項。ただし、1件2,000,000円以下（交通事故に係るものにあつては自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額の範囲内）における法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項は、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

- (1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項
- (2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項
- (3) 規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と定める事項

(招集)

第3条 理事会は、定款第13条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は、原則として月1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

3 理事会の議案に付議すべき事項は、あらかじめ次条の理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(組織)

第4条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席等)

第5条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聴取することができる。

(議長の職務代行)

第6条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、法人事務局総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月7日市立東大阪医療センター管理規程第36号)

この規程は平成28年11月7日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立東大阪医療センター理事会規程の規定は平成28年10月1日から適用する。